【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第８期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社ハルメクホールディングス
【英訳名】	halmek holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　宮澤　孝夫
【本店の所在の場所】	東京都新宿区神楽坂四丁目１番１号
【電話番号】	03-3261-1321
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　石井　文範
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町二丁目２番地共同ビル神保町２階
【電話番号】	03-6272-8222
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　石井　文範
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第７期 中間連結会計期間	第８期 中間連結会計期間	第７期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上収益	(百万円)	16,779	16,291	33,812
税引前中間利益又は税引前利益	(百万円)	667	885	1,727
親会社の所有者に帰属する中間(当期)利益	(百万円)	436	570	1,051
親会社の所有者に帰属する中間(当期)包括利益	(百万円)	436	570	1,051
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	8,414	9,280	8,893
総資産額	(百万円)	21,093	21,037	21,164
基本的１株当たり中間(当期)利益	(円)	39.66	51.57	95.40
希薄化後１株当たり中間(当期)利益	(円)	39.17	50.79	94.15
親会社所有者帰属持分比率	(%)	39.9	44.1	42.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,047	△182	1,698
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△194	96	△380
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△511	△672	△934
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	2,737	2,019	2,778

(注) １．当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境において改善が見られる一方、不安定な海外情勢に伴うエネルギー価格高騰を主因とした物価上昇が継続しており、個人消費は緩やかな回復傾向に留まっております。物価上昇に起因する生活防衛意識の高まりから、個人消費には慎重な姿勢も見られることや、金融政策の変更及び読みづらい米国の通商政策などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、雑誌企画と連動して全国各地で行ったＡＩ講座や、10年ぶりに行ったハルメク誌の表紙・誌面リニューアルなど、マーケティング施策の進化を進め、国内全雑誌における販売部数でNo.1（※）を維持し、読者数は2026年４月から2026年９月までの半年平均で41万人（前年同期：45万人）となっております。（※出所：一般社団法人日本ＡＢＣ協会発行社レポート（2026年上期実績））

物販におきましては、「大人の薄層化に発酵で応える」をテーマに売り出したコスメ商品や「ひざのお悩みに応える」健康食品が売上を伸ばしたほか、全国22店舗を構える「ハルメク おみせ」においても売上を伸ばした一方、広告効率が悪かったファッションに関する新聞広告を前年比で大きく抑制したことから、ハルメク物販全体では前年同期比で売上は減収、利益は増益となりました。ことせ事業においては、前年度まで収益改善のために新規顧客獲得のための広告投資を絞った影響でカタログ配布先が減少していることから、売上は前年同期比で減収となっております。また新規顧客を獲得し、カタログ配布先を増やすための広告を再開していることから、利益も前年同期比で減益となっています。

コミュニティ事業においては、ハルメクeventsという専門サイトから多くのお申し込みを頂いており、イベントの種類も多種多様なものを企画しております。以前からご好評頂いている「花さんぽ」のほか、ルーヴル美術館展の解説講座など話題性が高いイベントや、法人向けイベントも開始し、売上、参加者数ともに前年同期比で伸長いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上収益は、16,291百万円（前年同期比487百万円減、2.9%減）、営業利益は、910百万円（前年同期比220百万円増、32.0%増）、税引前中間利益は、885百万円（前年同期比218百万円増、32.7%増）、親会社の所有者に帰属する中間利益は、570百万円（前年同期比133百万円増、30.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、セグメント別の売上収益及びセグメント利益又は損失は社内の迅速な意思決定に資するため、会計処理の一部について、IFRSと異なる処理を採用しております。

＜ハルメク事業＞

当中間連結会計期間においては、深い顧客理解に基づく読者に寄り添った誌面作りにより、雑誌「ハルメク」において国内全雑誌における販売部数No.1を維持したほか、物販においては機能面で優れた商品をライフスタイルと共に提案し売上を伸長いたしました。また、広告効率が悪く利益悪化要因となっていた新聞広告を抑制したことで、新聞広告から得られる売上は減少しつつも、利益率を改善することができたため、情報コンテンツ及び物販において売上が前年同期比で減収となった一方で、利益は大きく伸長することができました。

以上の結果、売上収益は13,164百万円（前年同期比358百万円減、2.6%減）、セグメント利益は782百万円（前年同期比183百万円増、30.6%増）となりました。

＜ことせ事業＞

当中間連結会計期間においては、前年度まで収益改善のために新規顧客獲得のための広告投資を絞ったことにより、カタログ送付先が一時的に減少してしまった影響からカタログ配布先が減少し、売上は前年同期比で減収となっております。また現在は新規顧客獲得に向けた広告投資を再開していることから、新規顧客数は上向いてきている一方で、広告投資再開により利益は前年同期比で減益となっております。

以上の結果、売上収益は3,239百万円（前年同期比158百万円減、4.7%減）、セグメント損失は43百万円（前年同期はセグメント損失31百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べ126百万円減少し21,037百万円となりました。

流動資産は162百万円減少し、8,146百万円となりました。主な要因は、棚卸資産が560百万円、営業債権が30百万円増加した一方で、現金及び現金同等物が758百万円減少したことによるものであります。

非流動資産は35百万円増加し、12,890百万円となりました。主な要因は、のれんが93百万円、その他の金融資産が64百万円増加した一方で、無形資産が91百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ513百万円減少し11,756百万円となりました。

流動負債は505百万円減少し、8,466百万円となりました。主な要因は、リース負債が105百万円増加した一方で、未払法人所得税が398百万円、その他の流動負債が180百万円、契約負債が32百万円減少したことによるものであります。

非流動負債は8百万円減少し、3,290百万円となりました。主な要因は、引当金が54百万円、その他の金融負債が54百万円増加した一方で、リース負債が117百万円減少したことによるものであります。

(資本)

当中間連結会計期間末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ387百万円増加し9,280百万円となりました。主な要因は、剰余金の配当による209百万円の減少と、親会社の所有者に帰属する中間利益の計上による570百万円の増加であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ758百万円減少し、2,019百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は182百万円(前年同期は1,047百万円の獲得)となりました。主な増加要因は、税引前中間利益885百万円(前年同期比218百万円増)、減価償却費及び償却費612百万円(前年同期は554百万円)であり、主な減少要因は、棚卸資産の増加529百万円(前年同期は151百万円の増加)、契約負債の減少額277百万円(前年同期は230百万円)、法人所得税の支払額681百万円(前年同期は197百万円)であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、得られた資金は96百万円(前年同期は194百万円の使用)となりました。主な内訳は、新規連結子会社の取得による収入249百万円(前年同期は該当なし)、無形資産の取得による支出140百万円(前年同期は98百万円)であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は672百万円(前年同期は511百万円の使用)となりました。支出の内訳は、リース負債の返済による支出338百万円(前年同期は292百万円)、配当金の支払額209百万円(前年同期は219百万円)、長期借入金の返済による支出116百万円(前年同期は該当なし)であり、収入の内訳は、新株の発行による収入21百万円(前年同期は1百万円)であります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は29百万円であります。なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間において、資本の財源及び資金の流動性について重要な変動はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,106,405	11,106,405	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	11,106,405	11,106,405	―	―

(注) 提出日現在発行数には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

（第５回新株予約権）

決議年月日	2026年６月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社の取締役　1 当社及び当社子会社の監査役　1 当社及び当社子会社の従業員　5
新株予約権の数(個)※	1,000(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式　100,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,630(注) 3
新株予約権の行使期間※	2029年７月１日～2035年６月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額(円)※	発行価格　1,630 資本組入額　815
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※　新株予約権の割当日（2026年７月７日）における内容を記載しております。

(注) １．本新株予約権は、新株予約権１個につき1,100円で有償発行しております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

３．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

４．行使条件

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2029年３月期から2031年３月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が一度でも30億円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、会計基準、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、株式報酬費用控除後営業利益をもって判定するものとする。

(2) 新株予約権者は、割当日から2028年３月31日までの期間において、継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた１名に限られる。）は、行使期間において、新株予約権者の保有する本新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

(5) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできないものとする。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額(円)」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記４に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年８月20日 (注) １	普通株式 12,767	普通株式 11,058,755	10	2,117	10	2,471
2026年４月１日～ 2026年９月30日 (注) ２	普通株式 47,650	普通株式 11,106,405	10	2,127	10	2,481

(注) １．譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります

発行価格　　1,669円

資本組入額　　834.5円

割当先　　当社の取締役４名及び執行役員６名

(注) ２．新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
松島　陽介	東京都港区	1,900,000	17.10
宮澤　孝夫	東京都千代田区	1,623,874	14.62
山元　雄太	ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ	1,520,000	13.68
ＩＨドリーム株式会社（注）	東京都千代田区四番町８－６－１３０５　番町パークハウス	1,200,000	10.80
土屋　淳一	東京都中央区	804,248	7.24
和田　朝子	東京都品川区	276,040	2.48
林　南平	東京都港区	240,000	2.16
大谷　貴志	東京都渋谷区	159,500	1.43
中村　大	東京都世田谷区	50,000	0.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	46,200	0.41
計	―	7,819,862	70.41

(注) ＩＨドリーム株式会社は、当社代表取締役社長宮澤孝夫の資産管理会社であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,101,400	111,014	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,005	―	―
発行済株式総数	11,106,405	―	―
総株主の議決権	―	111,014	―

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１．要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下、連結財務諸表規則という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第５編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る要約中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		2,778	2,019
営業債権		1,725	1,756
棚卸資産	8	3,440	4,001
未収法人所得税		1	―
その他の流動資産		363	369
流動資産合計		8,308	8,146
非流動資産			
有形固定資産		448	446
使用権資産		2,562	2,552
のれん		4,452	4,545
無形資産	9	4,851	4,759
繰延税金資産		168	168
その他の金融資産	15	330	394
その他の非流動資産		41	23
非流動資産合計		12,855	12,890
資産合計		21,164	21,037

	注記	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金	10	1,900	1,900
営業債務及びその他の債務		2,234	2,236
契約負債		2,512	2,479
リース負債		579	685
未払法人所得税		683	284
その他の流動負債		1,060	880
流動負債合計		8,971	8,466
非流動負債			
リース負債		2,058	1,940
引当金		131	186
繰延税金負債		1,081	1,081
その他の金融負債		27	81
非流動負債合計		3,298	3,290
負債合計		12,270	11,756
資本			
資本金	11	2,098	2,112
資本剰余金	11	2,326	2,339
自己株式		△0	△0
その他の資本の構成要素		5	5
利益剰余金		4,463	4,823
親会社の所有者に帰属する持分合計		8,893	9,280
資本合計		8,893	9,280
負債及び資本合計		21,164	21,037

(2) 【要約中間連結損益計算書】

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
		百万円	百万円
売上収益	13	16,779	16,291
売上原価	8	7,194	6,884
売上総利益		9,585	9,407
販売費及び一般管理費		8,914	8,499
その他の収益		19	7
その他の費用	9	0	4
営業利益		689	910
金融収益		2	4
金融費用		25	30
税引前中間利益		667	885
法人所得税費用		230	315
中間利益		436	570
中間利益の帰属			
親会社の所有者		436	570
中間利益		436	570
１株当たり中間利益			
基本的１株当たり中間利益（円）	14	39.66	51.57
希薄化後１株当たり中間利益（円）	14	39.17	50.79

(3) 【要約中間連結包括利益計算書】

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
		百万円	百万円
中間利益		436	570
中間包括利益		436	570
中間包括利益合計の帰属			
親会社の所有者		436	570
中間包括利益		436	570

(4) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分							合計
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	
					新株予約権	合計			
2025年４月１日時点の残高		2,082	2,309	△0	5	5	3,797	8,195	8,195
中間利益		―	―	―	―	―	436	436	436
中間包括利益合計		―	―	―	―	―	436	436	436
剰余金の配当		―	―	―	―	―	△219	△219	△219
株式に基づく報酬取引		0	0	―	―	―	―	1	1
新株予約権の行使		0	0	―	△0	△0	―	0	0
所有者との取引額等合計		1	1	―	△0	△0	△219	△217	△217
2025年９月30日時点の残高		2,083	2,310	△0	5	5	4,014	8,414	8,414

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分							合計
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	
					新株予約権	合計			
2026年４月１日時点の残高		2,098	2,326	△0	5	5	4,463	8,893	8,893
中間利益		―	―	―	―	―	570	570	570
中間包括利益合計		―	―	―	―	―	570	570	570
剰余金の配当		―	―	―	―	―	△209	△209	△209
株式に基づく報酬取引		2	2	―	―	―	―	4	4
新株予約権の行使		10	10	―	△0	△0	―	20	20
新株予約権の発行		―	―	―	1	1	―	1	1
所有者との取引額等合計		13	13	―	0	0	△209	△182	△182
2026年９月30日時点の残高		2,112	2,339	△0	5	5	4,823	9,280	9,280

(5) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
		百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		667	885
減価償却費及び償却費		554	612
有形固定資産及び無形資産除却損		0	2
金融費用		25	30
営業債権の増減額（△は増加）		△51	32
棚卸資産の増減額（△は増加）		△151	△529
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）		425	△53
契約負債の増減額（△は減少）		△230	△277
未払賞与の増減額（△は減少）		34	△70
その他		△23	△124
小計		1,250	507
利息及び配当金の受取額		2	4
利息の支払額		△10	△15
法人所得税の還付額		3	1
法人所得税の支払額		△197	△681
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,047	△182
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△84	△22
無形資産の取得による支出		△98	△140
新規連結子会社の取得による収入		―	249
その他		△11	10
投資活動によるキャッシュ・フロー		△194	96
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の返済による支出		―	△30
長期借入金の返済による支出		―	△116
株式の発行による収入		1	21
配当金の支払額		△219	△209
リース負債の返済による支出		△292	△338
財務活動によるキャッシュ・フロー		△511	△672
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		342	△758
現金及び現金同等物の期首残高		2,394	2,778
現金及び現金同等物の中間期末残高		2,737	2,019

【要約中間連結財務諸表注記】

１．報告企業

株式会社ハルメクホールディングス(以下、「当社」)は、日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社の住所は日本国東京都であります。当社の要約中間連結財務諸表は、2026年９月30日を中間期末日とし、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)から構成されております。

また、当社が最終の親会社であります。

当社は、(旧)株式会社ハルメクホールディングスの経営陣を中心とした出資により、2020年７月９日に株式会社ＨＬＭＫ２として設立されました。2020年８月３日に(旧)株式会社ハルメクホールディングス株式の100%を取得し、完全子会社としたのち、2021年10月１日に同社を吸収合併すると共に、当社の商号を株式会社ハルメクホールディングスに変更し、実質的に事業を承継しております。

当社グループの事業内容は、ハルメク事業及びことせ事業であります。各事業の内容については、注記「７．事業セグメント」に記載しております。

２．作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第１条の２第２号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

本要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2026年11月11日に代表取締役社長宮澤孝夫及び取締役CFO石井文範によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融資産等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

３．重要性がある会計方針

当社グループが要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、要約中間連結財務諸表における法人所得税費用は、税引前中間利益に対して、見積平均年次実効税率を用いて算定しております。

４．重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りについては、前連結会計年度の連結財務諸表と同様であります。

５．未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された基準書及び解釈指針のうち、当社グループが適用していない主なものは以下のとおりです。IFRS第18号の適用による当社グループへの影響は検討中であります。

IFRS		強制適用時期	当社グループ適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第18号	財務諸表における表示及び開示	2027年１月１日	2028年３月期	損益計算書における比較可能性の改善、経営者が定義した業績指標の透明性の向上、財務諸表における情報のより有用なグルーピング

６．連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間より、新たに株式を取得した株式会社ヴォーグ学園を連結の範囲に含めております。

７．事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「ハルメク事業」及び「ことせ事業」の２つの事業を事業セグメント及び報告セグメントとしております。当社グループでは、これらの報告セグメントに属するサービスの全て又はその一部を行う単位で株式会社として組織化しており、各セグメントに属する組織の財務情報を集計することによって、各報告セグメントを評価しております。

各報告セグメントに属するサービスは下記のとおりであります。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
ハルメク事業	シニア女性向け雑誌「ハルメク」の出版・通信販売事業「ハルメク」・広告事業・イベント等の文化事業・新聞単品外販・店舗等
ことせ事業	シニア女性向け通信販売事業「ことせ」・広告事業等

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失の金額の算定方法

報告セグメントの売上収益、利益又は損失の金額の算定方法について、要約中間連結財務諸表との主な調整の内容は以下のとおりです。なお、セグメント情報は、社内の迅速な意思決定に資するため、会計処理の一部について、IFRSと異なる処理を採用しております。

また、セグメント間収益は、市場価格を勘案し、価格交渉の上決定した取引価格に基づいております。

① 代理人取引の相殺消去

当社グループは、広告事業の一部として、法人顧客へ、広告取扱業者への取次を含めたコンサルティングサービスを提供しております。履行義務に代理人として関与する行為が含まれている場合には、その取扱金額は収益より控除されますが、セグメント収益の算定上、総額で記載しております。

② 収益認識時点の修正

当社グループは、通信販売事業を行っております。IFRSでは履行義務を充足した時点、すなわち、顧客に商品を引渡した時点で収益として認識されますが、セグメント収益の算定上、商品の出荷時点で収益として認識しております。

③ のれんの償却

IFRSでは、認識したのれんについて償却を行わず、年に一度又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを行うことを要求しておりますが、セグメント利益の算定にあたっては連結子会社が会社法上認識しているのれんについて、20年で償却した費用を計上しております。

④ 無形資産の償却

当社は企業結合により、無形資産として顧客関連資産等を認識しております。当該無形資産について見積耐用年数に従って償却が行われますが、セグメント利益の算定にあたっては償却費を計上しておりません。

⑤　非金融資産の減損による影響

当社は企業結合の際に、ことせ事業セグメントの使用権資産及び無形資産について減損を行っており、IFRSでは当該減損した使用権資産及び無形資産に関連する減価償却費及び償却費が計上されておりません。セグメント利益の算定においては、これらの資産にかかる賃借費用及び償却費を計上しております。

⑥　その他調整額

その他には、上記以外の調整項目が含まれております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結
	ハルメク事業	ことせ事業	計		
売上収益					
外部収益	13,521	3,393	16,914	△134	16,779
セグメント間収益	1	4	5	△5	―
売上収益合計	13,522	3,397	16,919	△140	16,779
セグメント利益(△は損失)	598	△31	567	104	671

連結のセグメント利益は、要約中間連結損益計算書上の売上総利益から販売費及び一般管理費を除いた金額であります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結
	ハルメク事業	ことせ事業	計		
売上収益					
外部収益	13,159	3,205	16,364	△72	16,291
セグメント間収益	5	33	38	△38	―
売上収益合計	13,164	3,239	16,403	△111	16,291
セグメント利益(△は損失)	782	△43	738	168	907

連結のセグメント利益は、要約中間連結損益計算書上の売上総利益から販売費及び一般管理費を除いた金額であります。

(4) 報告セグメント合計額と要約中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

① 売上収益

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
報告セグメント計	16,919	16,403
調整額		
セグメント間取引消去	△5	△38
①代理人取引の相殺消去	△39	△72
②収益認識時点の修正	15	41
⑥その他調整額	△110	△41
調整額合計	△140	△111
売上収益	16,779	16,291

② セグメント利益から税引前中間利益への調整表

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
報告セグメント計	567	738
調整額		
②収益認識時点の修正	17	17
③のれんの償却	201	201
④無形資産の償却	△144	△144
⑤非金融資産の減損による影響	4	1
⑥その他調整額	26	92
調整額合計	104	168
合計	671	907
その他の収益	19	7
その他の費用	0	4
営業利益	689	910
金融収益	2	4
金融費用	25	30
税引前中間利益	667	885

(５) 製品及びサービスに関する情報

「(３) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失の金額に関する情報」の中で同様の開示をしているため、記載を省略しております。

(６) 地域に関する情報及びセグメントごとの資産の金額に関する情報

当社グループにおける売上収益は全て本邦のものであり、また、当社グループの非流動資産は全て本邦にあることから、地域ごとの情報は省略しております。

(７) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループの売上収益の10%を超えるものはありません。

８．棚卸資産

期中に売上原価に含めて費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
評価減の金額	74	116

９．無形資産

前中間連結会計期間における取得の金額は125百万円、売却又は処分の金額は1百万円、当中間連結会計期間における取得の金額は156百万円、売却又は処分の金額は4百万円であります。

10．借入金

(1) 金融負債の内訳

借入金の内訳は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)	平均利率 (注)１	返済期限
	百万円	百万円	%	
短期借入金	1,900	1,900	1.54	―
１年以内返済予定の長期借入金	―	―	―	―
長期借入金	―	―	―	―
合計	1,900	1,900		
流動負債	1,900	1,900		
非流動負債	―	―		
合計	1,900	1,900		

(注) １．平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。当初認識額は、それぞれ契約時における付随費用を控除し、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社は、当座貸越契約の借入契約を締結しており、借入金の未実行残高等は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
	百万円	百万円
融資限度額	3,000	3,000
借入実行残高	1,900	1,900
未実行残高	1,100	1,100

11．資本金及びその他の資本項目

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

該当事項はありません。

12. 配当金

(1) 配当金の支払額

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2025年６月26日 定時株主総会	普通株式	219	20.00	2025年３月31日	2025年６月27日

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2026年６月24日 定時株主総会	普通株式	209	19.00	2026年３月31日	2026年６月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末日後となるもの

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	165	15.00	2025年９月30日	2025年12月10日

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2026年11月11日 取締役会	普通株式	222	20.00	2026年９月30日	2026年12月10日

13. 売上収益

分解した収益と報告セグメントの関係は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

	報告セグメント		
	ハルメク事業	ことせ事業	合計
	百万円	百万円	百万円
顧客の属性による分類			
個人顧客	12,484	3,300	15,785
法人顧客	896	98	994
顧客の属性による分類合計	13,380	3,398	16,779
財又はサービスの移転時期			
一時点で移転される財又はサービス	12,551	3,398	15,950
一定の期間にわたり移転されるサービス	829	―	829
財又はサービスの移転時期合計	13,380	3,398	16,779

(注) １．当社グループの売上収益は、全て顧客との契約から認識されたものであります。
２．上記はIFRSに基づく売上収益を分解し記載しておりますが、「７．事業セグメント　(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失の金額に関する情報」に記載の外部収益は、社内の迅速な意思決定に資するため、会計処理の一部について、IFRSと異なる処理が採用されております。このことからセグメントの外部収益と上記の売上収益の間に差額が生じております。なお、差額の内容につきましては、「７．事業セグメント　(4) 報告セグメント合計額と要約中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」に記載のとおりであります。

	報告セグメント		
	ハルメク事業	ことせ事業	合計
	百万円	百万円	百万円
財又はサービスの種類による分類			
既存事業	12,449	3,397	15,847
情報コンテンツ	1,881	―	1,881
物販	10,568	3,397	13,965
法人事業	617	―	617
先行投資事業	504	―	504
小計	13,572	3,397	16,969
その他	△191	1	△189
財又はサービスの種類による分類合計	13,380	3,398	16,779

(注) 上記はIFRSに基づく売上収益を分解し記載しております。なお、その他の内容につきましては、「７．事業セグメント　(4) 報告セグメント合計額と要約中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」に記載のとおりであり、ハルメク事業においては主に先行投資事業に帰属し、また、ことせ事業においては物販に帰属するものであります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

	報告セグメント		
	ハルメク事業	ことせ事業	合計
	百万円	百万円	百万円
顧客の属性による分類			
個人顧客	12,039	3,092	15,132
法人顧客	1,049	110	1,159
顧客の属性による分類合計	13,088	3,203	16,291
財又はサービスの移転時期			
一時点で移転される財又はサービス	11,990	3,203	15,193
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,098	―	1,098
財又はサービスの移転時期合計	13,088	3,203	16,291

(注) １．当社グループの売上収益は、全て顧客との契約から認識されたものであります。
２．上記はIFRSに基づく売上収益を分解し記載しておりますが、「７．事業セグメント　(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失の金額に関する情報」に記載の外部収益は、社内の迅速な意思決定に資するため、会計処理の一部について、IFRSと異なる処理が採用されております。このことからセグメントの外部収益と上記の売上収益の間に差額が生じております。なお、差額の内容につきましては、「７．事業セグメント　(4) 報告セグメント合計額と要約中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」に記載のとおりであります。

	報告セグメント		
	ハルメク事業	ことせ事業	合計
	百万円	百万円	百万円
財又はサービスの種類による分類			
既存事業	11,586	3,239	14,825
情報コンテンツ	1,735	―	1,735
物販	9,850	3,239	13,089
法人事業	773	―	773
先行投資事業	804	―	804
小計	13,164	3,239	16,403
その他	△75	△36	△111
財又はサービスの種類による分類合計	13,088	3,203	16,291

(注) 1．上記はIFRSに基づく売上収益を分解し記載しております。なお、その他の内容につきましては、「7．事業セグメント　(4) 報告セグメント合計額と要約中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」に記載のとおりであり、ハルメク事業においては主に先行投資事業に帰属し、また、ことせ事業においては物販に帰属するものであります。

2．前中間連結会計期間において「先行投資事業」として集計しておりました「法人事業」について、その重要性を考慮し、当中間連結会計期間から独立して表示しております。これに伴い、前中間連結会計期間の数値を変更後の区分に組替えております。

14. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり中間利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	436	570
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益(百万円)	436	570
加重平均普通株式数(千株)	11,004	11,055
基本的1株当たり中間利益(円)	39.66	51.57

(2) 希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益(百万円)	436	570
中間利益調整額(百万円)	―	―
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益(百万円)	436	570
加重平均普通株式数(千株)	11,004	11,055
普通株式増加数		
新株予約権(千株)	136	169
希薄化後の加重平均普通株式数(千株)	11,140	11,225
希薄化後1株当たり中間利益(円)	39.17	50.79
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり中間利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―	第5回新株予約権 (普通株式 100,000株)

15. 金融商品

金融商品の公正価値

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル１からレベル３まで分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①　公正価値の測定方法

(現金及び現金同等物、営業債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(敷金及び保証金)

敷金及び保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。

(その他の金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は株式及び出資金であり、公正価値については純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。

(借入金)

借入金は、変動金利による借入れであるため、短期間で市場金利が反映されることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

②　償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品である現金及び現金同等物、営業債権、営業債務及びその他の債務、敷金及び保証金、借入金の帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

③　公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産(株式及び出資金)	―	―	1	1
合計	―	―	1	1

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	―	―	1	1
その他の金融資産(株式及び出資金)	―	―	1	1
合計	―	―	1	1

前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、公正価値レベル間の振替は行われておりません。また、レベル３に区分される金融資産については、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、重要な変動は生じておりません。

16. 企業結合

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

17. 後発事象

該当事項はありません。

２ 【その他】

2026年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・222百万円

（ロ）１株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・・20円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・2026年12月10日

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社ハルメクホールディングス
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善 塲 秀 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 圭 佑

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハルメクホールディングスの2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ハルメクホールディングス及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。

監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。